

千葉市介護保険施設等指導監査実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28、第115条の29、115条の45の7、第115条の45の8、第115条の45の9の規定に基づき、本市が実施する指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者若しくは医師その他の従業者又は介護医療院の開設者であった者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者であった者、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者又は指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「サービス事業者等」という。）の指導及び監査に関して必要な事項を定め、もってサービス事業者等の適正な運営及び介護サービスの確保を図ることを目的とする。

第2章 指導

(指導の形態)

第2条 指導の形態は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導は、指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導内容に応じ、一定の場所に集めての講習、ホームページへの公開等の方法により行うものとする。

(2) 運営指導は、原則として、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において、厚生労働省が示す「介護保険施設等運営指導マニュアル」に基づき、関係書類等を確認し、実地にて行う。なお、必要な場合、厚生労働省及び千葉県が本市と合同で運営指導を行うことができるものとする。

(運営指導の実施計画)

第3条 市長は、運営指導の実施計画を作成するものとする。

2 前項の計画を作成するにあたっては、サービス事業者等の実情、前年度の運営指導結果の問題点等を勘案して、効率的な指導ができるよう配慮するものとする。

(運営指導の班)

第4条 運営指導は、原則として2人以上の者により実施するものとし、必要に応じて関係課の職員が同行することができる。

(運営指導の実施通知)

第5条 運営指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ運営指導の日時、職員の氏名その他必要な事項を文書により通知する。ただし、運営指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、運営指導開始時に文書により通知するものとする。

2 運営指導の対象となったサービス事業者等には、必要に応じ、別に定める運営指導事前提出資料及び当日準備資料について併せて依頼できるものとする。

(運営指導の講評)

第6条 職員は、運営指導の終了後、サービス事業者等に対し、講評を行うものとする。

(運営指導の復命)

第7条 職員は、帰庁後速やかに確認を行った内容について整理し、復命を行うものとする。

(運営指導の結果通知)

第8条 市長は、運営指導の結果について、サービス事業者等に対し、文書により通知するものとする。なお、通知に際しては、期限を付して文書による改善報告を要する事項と次回の運営指導時に改善状況を確認する事項を併せて通知するものとする。

(監査への変更)

第9条 運営指導中に次の各項に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに第3章に定める監査を行うことができる。

1 指定基準違反

(1) 介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(2) 介護報酬の請求について不正を行っていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

2 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）

第3章 監査

(監査の対象)

第10条 監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

(1) 要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 本市が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センターへ寄せられる苦情
- エ 連合会・保険者からの通報情報
- オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等
- カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 運営指導における情報

運営指導により、介護保険施設等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

(監査の班)

第11条 監査は、原則として2人以上の者により実施するものとし、必要に応じて特別班を編成して実施することができる。

(監査の事前準備)

第12条 監査対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の日時、職員の氏名その他必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、これにより難い事情があるときは、この限りでない。

2 職員は、原則として監査の実施前に介護給付費請求書等による書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、介護給付費等を受けた要介護者及び要支援者等に対する実地調査を行う。

(監査の結果報告)

第13条 職員は、帰庁後速やかに、監査結果について報告するものとする。

(監査の結果検討及び措置)

第14条 監査の結果については、綿密に検討してその問題点を明らかにし、これに対する本市のとるべき措置を具体的に決定するものとする。

(監査の結果通知等)

第15条 前条の検討結果に基づき、サービス事業者等に対して改善勧告にいたらない軽微な改善を要する事項がある場合には、速やかに文書をもってその内容及び是正改善方策を指示するとともに、指示事項に対する是正改善の状況については、期限を付して報告を求めるほか、必要に応じて、職員を派遣してその状況を確認する等の措置を行うものとする。

(行政上の措置)

第16条 第14条の検討結果に基づき、指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認めら

れた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置をとるものとする。

(1) 勧告

介護保険施設等（介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等を除く。以下（2）及び（3）について同じ。）に指定基準違反等（介護報酬の請求に関する事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(2) 命令

介護保険施設等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示する。

命令した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(3) 指定の取消し等

指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、第115条の9第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号並びに平成18年旧介護保険法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

(4) 設備の使用制限等

法第101条又は法第114条の3の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院が療養室等の設備や条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

(5) 変更命令

法第102条又は法第114条の4の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、当該施設の管理者の変更を命ずることができる。

(6) 業務運営の勧告、命令等

法第103条又は法第114条の5の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において基準違反の事実が確認された場合、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができるほか、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。また、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、勧告又は命令をした場合は、当該施設の開設者に対し期限内に文書によりとつた措置について報告を求める。

(7) 許可の取消し等

法第104条又は法第114条の6の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第104条第1項各号、法第114条の6第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止(以下「許可の取消等」という。)をすることができる。

(聴聞等)

第17条 監査の結果、当該介護保険施設等が、命令又は指定の取消等(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(経済上の措置)

第18条

(1) 不正利得となる返還金の徴収の要請

取消処分等(命令を除く。)を行つた場合に、当該介護保険施設等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合は、その支払った額につきその返還されるべき額を不正利得とし、当該支払いに關係する保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

(2) 返還金の徴収方法

上記(1)の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還されるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。